

平成24年（行フ）第4号 仮の差止め申立却下決定に対する抗告事件の決定（命令）に対する抗告許可事件

抗告人 福田章典ほか6名

相手方 国

申立ての趣旨変更申立書

2012年8月30日

最高裁判所第二小法廷 御中

抗告人ら代理人

弁護士 井 戸 謙 一

弁護士 吉 原 稔

弁護士 吉 川 実

弁護士 高 橋 典 明

弁護士 加 納 雄 二

弁護士 永 芳 明

弁護士 渡 辺 輝 人

弁護士 高 橋 陽 一

弁護士 石 川 賢 治

弁護士 向 川 さ ゆ り

弁護士 石 田 達 也

今般、相手方から、関西電力株式会社大飯原子力発電所3号機、4号機について、経済産業大臣による定期検査終了証の交付がされた旨の上申があった。そこで、抗告人らは、大阪地裁に係属している本案訴訟（平成24年（行ウ）第51号定期検査終了証交付差止請求事件）について、別紙のとおり、訴えの変更を申し立てた。これに伴い、抗告人らは、行政事件訴訟法7条1項によってその例によることとされている民訴法143条を準用して、本件の申立ての趣旨を次のとおり交換的に変更する。

第1 変更後の申立ての趣旨

- 1 経済産業大臣枝野幸男が平成24年8月3日関西電力株式会社に対してした同社の大飯原子力発電所3号機についての定期検査終了証交付処分は、本案事件の判決確定まで、その効力を停止する。
- 2 経済産業大臣枝野幸男が平成24年8月16日関西電力株式会社に対してした同社の大飯原子力発電所4号機についての定期検査終了証交付処分は、本案事件の判決確定まで、その効力を停止する。

第2 補足説明

- 1 本件申立ての趣旨変更は、行政事件訴訟法37条の5が規定する仮の差止め申立てを、同法25条が規定する処分の執行停止の申立てに交換的に変更するものである。
- 2 民訴法143条が規定する訴えの変更は、①請求の基礎に変更がないこと、

②著しく訴訟手続を遅滞させないこと，③事実審の口頭弁論終結前であること等の要件のもとに認められる。したがって，本案訴訟において訴えの変更が認められるためには，これらの要件を満たす必要がある。

ところで，行政事件訴訟法が定めた仮の救済申立て（仮の差止め申立て，仮の義務付け申立て，執行停止申立て）は，本案訴訟が係属していることを条件に定めた仮の救済手続である。本案訴訟が係属していることを条件としたのは，裁判所が，申立てを認めるか否かについて，本案訴訟をにらみ合わせて決めるのが相当であると考えられたからである。この点において，行政事件訴訟法上の仮の救済手続は，本案訴訟の係属を要件としない民事保全処分とは性質が異なるのである。

このように，行政事件訴訟法上の仮の救済手続は，本案訴訟に従属する付随的な手続である以上，本案訴訟において訴えの変更が認められるのであれば，行政事件訴訟法上の仮の救済手続においても，民訴法143条を準用して，申立ての趣旨の変更が認められるべきなのである。

3　そこで，要件の具備について検討するに，上記①の要件は，本案訴訟において訴えの変更が認められた以上，仮の救済手続においても認められるというべきであるし，②の要件は，本件においては，新たな主張，立証を必要とするものではないから，その具備が認められる。また，③の要件は，本案訴訟において具備されていれば足りると解するべきである。

4　よって，本件申立ての趣旨の変更申立てに及んだ。

以上